



赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」助成事業 平成28年度「被災地住民支え合い活動助成」 応募要項

岩手県共同募金会では、東日本大震災被災地の復興に向けて、被災地住民の孤立を防ぐとともに、日常生活を支える活動や、コミュニティ再生を目的とした活動を支援するため、平成27年4月より本助成事業を実施してまいりました。震災から6年目を迎え、地域で活動する団体が連携して復興を推進していくために、今年度より、対象を従来の住民同士の支え合い活動に加え、被災住民を支援する側への支援へと拡大して募集します。

この助成は、「被災された人たちを応援したい」と全国から寄せられた募金が財源となっており、応募に際してはその想いを十分ご理解のうえ活動をお願いします。

1 助成対象

(1) 対象団体

岩手県内の仮設住宅または復興公営住宅の被災住民を対象に、支援する側として、また住民同士の支え合いとして中期的に（概ね3か月間以上）、次の活動を行うボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会等を対象とします。

①孤立を防ぐ活動 ②日常生活を支える活動 ③コミュニティ再生のための活動

※中期的ではない場合でも実施後に団体自らの復興支援活動につながるものは対象とします。

※ボランティア団体（自治会・町内会も含む）は県民5名以上で構成されていることが条件です。

※県内に拠点を置く団体を対象とします。

※過去にボラサポ・住民支え合い活動助成を受けた団体は、その精算報告終了後、応募ができます。

※団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないことが条件です。

(2) 助成対象活動

① 活動期間

平成28年7月～平成29年3月までに行われる活動

※ 助成決定後に活動開始すること

② 活動内容

岩手県内の仮設住宅・復興公営住宅の住民を対象にした、孤立を防ぐ活動、日常生活を支える活動、コミュニティ再生を目的とした団体による支援活動

【活動内容】

区分	活動事例
生活支援活動	見守り・訪問活動、移送支援・外出支援、引っ越し・片づけ作業、配食サービス、家事援助、相談事業、地域情報誌作成・配布事業、防災マップ・防災マニュアル作成事業、除排雪支援、子どもの学習支援、活動スタッフ資質向上の研修、活動に必要な備品整備
コミュニティ活動	住民が参加する地域活動、住民座談会、高齢者と子どものお便り交流、文化講演会・研修会の開催、各種趣味活動の交流、各種復興イベント開催、慰問活動
サロン活動	健康運動の活動支援、健康相談事業、介護予防支援、趣味・生きがいをづくり支援

【対象外となる主な活動例】

- ① 自治会、町内会、公民館事業及び法人等が行うべき本来の事業
- ② 1 回限り、1 日限りなど限定的、短期的な活動
- ③ 行政や社会福祉協議会の補助事業、委託事業、民間資金財源事業による現行事業の組み換え
- ④ サークル活動、スポーツ少年団や学童クラブ及びその活動に準じる活動
- ⑤ 同一メンバーによる団体名義を変更しただけの活動
- ⑥ 家族や親類のみで行う活動、友人・親類同士のための旅行
- ⑦ 慰安目的の日帰り旅行、被災地での視察・買物のみを目的とした事業
- ⑧ 営利または産業振興等を目的とした活動
- ⑨ 事務所や活動場所の備品整備のみを主目的とした活動
- ⑩ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準じる活動
- ⑪ 宿泊を伴う事業

(3) 助成対象費用

事業活動に直接要する次の経費を助成対象とします。

【助成対象となる経費】

人件費、活動資機材・消耗品費購入費、会議費、研修費、外部講師謝金、通信費、水道光熱費、印刷費、サロン等の飲食費、交通費、ガソリン代、ボランティア保険料等

【対象費用例・上限額】

項目	例示	上限額
人件費	スタッフの日当、賃金等	助成額の 20%
消耗品・備品費	消耗品費・文房具代、テキスト・書籍代、作業用具代、材料代 ポット、食器、ストーブ	助成額の 60%
弁当・茶菓代等	食材費、食事・弁当代、茶菓代	食材購入費と食事・弁当代をあわせた金額：1 人当たり 800 円（1 日） 茶菓代：1 人当たり 300 円（1 日）
印刷費	チラシ等印刷代、コピー使用料	あわせて 30,000 円
通信費	切手代、送料代	電話代、FAX 送信料等は除く
水道光熱費	電気代、水道代、ガス代	1 日当たり 1,000 円
運搬費	車両レンタル代、バス借上げ料、燃料代、高速料	1 日当たり 50,000 円：バス等の借上に係る運転業務代（外部委託）も費用に含む
交通費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代	スタッフ・ボランティア：1 日当たりあわせて 10,000 円 講師旅費：1 回当たり 10,000 円
研修会・会議費	会場借上料、外部講師謝金	会場借上料：1 日当たり 10,000 円 講師謝金：1 人につき 1 回当たり 10,000 円
保険料 (指定の保険)	ボランティア活動保険・行事用保険	ボランティア活動保険(天災 A プラン)：1 人 430 円または ボランティア行事用保険(A プラン)：1 人 28 円

※ 各項目の上限額を超える費用は対象となりません。

※ ボランティア保険の加入は最寄りの市町村社会福祉協議会にご照会ください。

【助成対象とならない経費】

- ① 団体のスタッフ・ボランティアの総会、会議、打合せ、反省会等の際の飲食代
- ② アルコール酒類
- ③ 個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代は除く）
- ④ 当該活動と関係が明確でないガソリン等の経費
- ⑤ 名刺作成費、活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ⑥ 個人所有に属することになる配布だけを目的にした物品購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代等
- ⑦ 領収書の発行元が応募団体のものの経費、個人名義領収書の経費
- ⑧ 団体の都合による変更や中止に伴うキャンセル料（自然災害等予期せぬ場合を除く）

2 助成金額

1 団体につき総事業費の90%以内で50万円を上限とします。

※年度内に2回まで応募可能ですが2回目応募は1回目の精算報告が終了していることが条件です

3 応募

(1) 応募書（様式第1号）の記入について

- ① 所定の応募書、事業実施予算書に楷書で活動内容や必要性がわかるように記入して下さい。応募内容により、追加書類の提出を求めることがあります。
- ② 振込口座は応募団体名義の口座を記入して下さい。個人名義口座への振込み及び現金での助成は行いません。

(2) 応募方法

最寄りの市町村共同募金委員会に応募書を持参し、団体概要、活動内容を説明の上、書類をご提出下さい。

4 受付期間と決定時期（助成予定総額に達した時点で応募の受付を終了します）

時期	受付開始日	応募締切日	助成決定時期
第1回	平成28年4月1日	平成28年5月31日	平成28年6月末
第2回	平成28年6月1日	平成28年7月31日	平成28年8月末
第3回	平成28年8月1日	平成28年9月30日	平成28年10月末
第4回	平成28年10月1日	平成28年11月30日	平成28年12月末

5 選考・助成

(1) 選考にあたって重視する点

- ① 事業目的、計画、予算の内容が明確になっており、事業の成果が期待できるかどうか。
- ② 団体運営・活動スタッフの体制において事業実施が十分可能であること。
- ③ これまでに何らかの被災者支援活動実績があるかどうか。

(2) 要件

- ① 市町村共同募金委員会の推薦を受けること。
- ② 申請書類に不備がないこと。

(3) 助成決定及び助成金の交付

岩手県共同募金会において助成決定の判断を行い各応募団体に通知します。

助成決定後、応募書に記載された振込口座に助成金の全額を送金します。

助成決定内容については、中央共同募金会の審査委員会が承認し、必要に応じて調査を行うことができる。

6 助成事業の広報

助成決定後、共同募金会の助成による事業であることを実施事業に関する広報紙・チラシ・印刷物等に記載、周知し、団体広報誌、ホームページ等を活用し積極的に広報して下さい。

新聞等の取材を受ける場合、共同募金会の助成による事業であることをお伝え下さい。

7 精算報告

助成決定を受けた団体は、活動終了後1か月以内に精算報告書(様式第2号)に次の書類等を添付して、応募書を提出した市町村共同募金委員会に提出して下さい。

なお、助成金に残金が生じた場合及び助成対象とならない経費は、岩手県共同募金会に返金していただきます。

【精算報告書に添付する書類】(①～③必須)

事業終了後1か月以内に提出。下記の書類に不備がある場合や未提出の場合、事業の実施、経費支出の確認ができないことから、助成金の返還を求める場合があります。

① 支出内容を記載したレシート及び領収書の写し

領収書の宛名は団体名に一致するようにして下さい。高速料金をETCで支払った場合など、どうしても団体名での領収書がとれないものについてのみ例外を認めます。

② 事業毎に活動状況を写した写真。本会ホームページに助成事業の横断幕を掲載していますので、参加者と撮影されるようご配慮下さい。

③ 助成事業であることを記載した実施事業に関する広報紙、参加案内チラシ、印刷物等

8 助成状況のお知らせ

本会のホームページに助成団体の一覧等を掲載します。また、応募書等の各種様式も掲載しますのでダウンロードしてご利用いただけます。

<http://www.akaihane-iwate.or.jp/>

9 問い合わせ先

(1) 社会福祉法人岩手県共同募金会

TEL : 019 - 637 - 8889 FAX : 019 - 637 - 9712

〒020 - 0831 岩手県盛岡市三本柳8 - 1 - 3 ふれあいランド岩手内

(2) 最寄りの市町村共同募金委員会(市町村社会福祉協議会の中に事務所があります)